

令和 6 年第 8 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年8月28日（水）午後1時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第21号	農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について	1件
議第22号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
報第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	欠席
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議 長 ただいまより、令和 6 年第 8 回農業委員会総会を開会する。本日は、10 番、梶田達行委員、8 番、市原勝美委員から欠席の連絡がありましたので 15 名中 13 名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議 長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議 長 それでは、15 番 水口博文 委員、17 番 鈴木隆 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議 長 これより本日の議題に入る。はじめに議第 21 号「農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について」について上程する。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。計画の概要については、農地中間管理機構が農業者の農地を借入れ■■■■氏に利用集積するというもの。所在地は一覧表のとおりで、先月も■■■■氏への集積という事で、議題に付しており、来月も同様に予定をしています。全 26 筆、合計面積は、1.58 ha で、計画内容は 10 年間の賃貸借権の設定。賃料は無しとなる。ここは既に■■■さんが耕作をおこなっているが、順に正式な手続きを行っている。

議 長 議第 21 号について一括で地元委員の意見を求める。

委 員 (委員発言なし)

議 長 先月もこの議題はあがったが、トータルでどのくらいの面積になっているだろうか。

事務局 全体としては、9 ha くらいになると思われる。来月も挙げさせていただく想定でいる。

1 番 ■■さんから引き継いだ20haの農地と合わせると、正確なところは不明だが、全体では40haほどになるのではないかと想定される。

12番 私の地区の人で、農地を持っているが旦那さんが亡くなって草刈りをする人がいなくなり、畔が荒れ始めている農地がある。
奥さんに草刈りをしてくれるよう話してみた方がいいだろうか。とにかくまずは奥さんに話してみるが、できないのであれば、■■■■さんに依頼するという方法になるだろうか。畔の草刈りを依頼すると3万円だったと思ったが。

事務局 ■■さんの「畔の草刈が3万円」という所までは把握していないが、この件については、地主さんとの個別の契約という事になるので、色々な条件で金額は変わってくるので、一律でいくらではないと思われる。

もう一つは、■■さんから引き継いだ時に、畦畔の草刈りについては、地主さんと相談して「この金額であれば、草刈りをやります」という話をしながら契約を行っているとの事で、その事から、草が繁茂しているから■■さんが草刈りをしていないのではなく、地主さんが草を放置しているというケースもありえる。

しかし、地主さんとの約束の草刈り回数が足りていないという状況も一部であるようなので、その事は■■さんに伝えてある。

議長 12番委員さんには、まずは地主さんに声をかけていただき、草刈りを促していただく。できないのであれば■■さんに依頼し、契約が成立するかというところ。12番委員さんには間に入っていただきたい。それでも駄目な場合は、放置する事になってしまうかもしれない。

7番 今の話に関連した事だが、草刈り代金を徴収しないケースもあるようだ。そういった所は作業が遅れている様子である。人手が無いとできない事ではあるし、人の背より伸びてしまっているところもあるとの事。■■さんだけの事ではなく、農協が市民農園として貸し出している所で、草がかなり伸びているところもある様子である。

13番 農協の市民農園に関しては、園芸畜産協会が請け負っていて、年間の費用も決まっている。必要な場合は駅北ファームの山田さんに確認してもらう事になる。

11番 言われるように園芸畜産協会が草を刈る事になっているが、病気で草刈り作業ができなくなる人もいて、人手不足である。農業素人の人たちが2、

この様な回答であったため、直接会って、話をした方が良いという事になり、■■氏、行政書士、加納会長による現地での話し合いが行われた。

議 長 事務局からの説明のとおり、現地での話し合いが必要と判断し、関係者に対し8月21日出頭するよう申し入れた。

■■氏には本当に出来るのかという事、なぜこの土地を選んだのかという質問を行った。■■氏は、現実には農業は難しい事、この場所を選んだのは譲渡人の■■氏が■■■■■■■■■■へ移住するにあたり、■■氏の所有する土地を全て譲り受ける為の条件であるとの回答を得た。書面の内容についても曖昧な回答であったため、行政書士に問いただしたところ、これも曖昧な回答であったため、強く説明を求めたところ、他の市町村では書類審査で通ってしまうため、今回の様な形となってしまったとの事であった。この様ないい加減な判断で申請を行ってもらっては困ることを強く指導した。

■■氏にはきちんとした農地の形態にしなければならない事を伝え、何か方法はないだろうかとの助言を求められたため、一つの案として果樹園としてはどうかという提案を行った。この様な経緯で再提出となった。

1 1 番 譲受人は土地を押し付けられたようなものと感じる。田にはもちろんできないので、この話であれば、果樹園でやむを得ないと思う。

5 番 結局、年齢でダメという事はできないので、本人がやると言っているなら、止めることはできないが、行政書士が書類審査さえ通れば良いというやり方が問題。5年という計画だが、3年でやってもらった方がいい。

1 番 止む無くこういった話を受けてしまう人も今後は出てくるかもしれない。

議 長 行政書士の回答書は5年かけて田んぼにするというが、非現実的なので、改めて果樹園とするという形で、再提出してもらおうよう事務局から依頼してもらいたい。では、本件につきましては、果樹園とする事にして、承認としてよろしいか。皆さん挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 他に議案以外で発言はないか。

(発言なし)

議 長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 農地パトロールについて説明後、研修会を行う事の通知
今後の行事予定について説明 11 月 30 日の農業祭で農業相談コーナーを設けるので、その協力について依頼
次回の開催日は、9 月 25 日水曜日の午後 2 時 00 分から、場所は本庁舎 4 階会議室で開催する

議 長 それでは、以上をもって本日の第 8 回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後 2 時 05 分)

事 務 局

事務局長 前田 剛

書 記 藤井 憲

書 記 岡田 聡

令和 6 年 8 月 28 日

議事録署名

15 番

17 番

議 長